

カフェテリア制度利用規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日
改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 19 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 1 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 6 月 1 日

カフェテリア制度利用規程

(目的)

第1条 この規程は、エイチ・アイ・エス健康保険組合の被保険者及び被扶養者の健康保持増進及びリフレッシュ等を目的とする保健事業の実施をカフェテリアプラン方式(選択型福利厚生制度という。以下、本制度という)により円滑に行うことを目的とする。

2 本制度の利用者の範囲は当組合員及びその被扶養者とする。

(本制度のサービス内容)

第2条 提供するサービス内容は、健康保険組合の保健事業である保健指導宣伝、疾病予防、体育奨励及び保養所の利用等に関するもので、健康維持促進、生活習慣病予防或いは育児支援・介護支援などに寄与する幅広い事業を含むものとする。

2 本制度のサービス内容の詳細は別途定め、組合会の承認を得る。

3 新規サービス科目の導入については理事会の議決を経て定めるものとする。但し、既存サービス科目に属するメニューの追加、変更、削除については常務理事の決済とする。

(本制度の運営)

第3条 本制度は、運営を外部委託できることとし、組合会の承認を得るものとする。

本制度の運営に当たっては、原則として健保組合のホームページ内のカフェテリア専用サイトを利用する。また、別途必要な場合は紙媒体等も利用する。

2 被保険者一人一人に対し、本制度専用のユーザーIDとパスワードを付与し、被保険者はユーザーIDとパスワードの管理に責任を負うものとする。

(補助金)

第4条 本制度の利用者に対して補助金をカフェテリアポイントとして交付する。

(カフェテリアポイントの付与)

第5条 本制度を利用する際の使用限度を表すカフェテリアポイントは、15,000ポイント(1ポイント=1円)を毎年度、別に定める被保険者に付与する。付与するカフェテリアポイント数の変更は、組合会の議決により決定する。

2 カフェテリアポイント付与数および付与時期については、別に定める。

3 カフェテリアポイントは、本制度の中でのみ有効であり、換金することはできない。

4 カフェテリアポイントは、健康保険組合の組合員となった日の属する月より、6ヶ月経過後より利用開始できるものとする。

5 カフェテリアポイントの利用期限は付与した年度末を原則とする。但し、付与された未使用のポイントは翌年度に限り繰越利用可能とする。

6 カフェテリアポイントの精算手続は、利用の事実を確認の上、支払うものとする。

(利用申込)

第6条 本制度を利用しようとする者は、健保組合のホームページからカフェテリア専用サイトまたは指定された先にアクセスし、それぞれ指定された申込方法にて申込を行う。また、利用可能なカフェテリアポイント数を確認し、その範囲で利用申込を行う。

(利用の取消)

第7条 本制度の利用申込を行った者が利用申込の取消を行う場合は、カフェテリア専用サイト及び指定された先の方法で取消を行う。

2 一定の期日を経過した後の利用申込の取消の場合、利用契約により違約金が発生する場合がある。

3 違約金は申込者の負担とし、申込者が指定先に支払うものとする。その場合、カフェテリアポイントは使用できない。

(利用者の心得)

第8条 本制度利用者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本サービスの利用のために定められたメニュー毎の利用方法等を遵守すること。

(2) 利用者は本制度の利用者としての資格を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行わないこと。

(3) 本制度で得た各メニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行わないこと。

(利用上の注意)

第9条 本制度申込者のうち、次の事項が発生した場合は組合の補助金は給付しない。

(1) 本制度の所定の手続きをしないで利用した場合

(2) 利用者本人の利用可能カフェテリアポイント数を超えて利用した場合

(3) 本制度を不正に利用した場合

2 前項の場合において組合が損害を受けた場合においては、これを利用者から賠償させるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

カフェテリアポイント資格取得月による月割付与基準

4月	5月	6月	7月	8月	9月
15,000 p	13,750 p	12,500 p	11,250 p	10,000 p	8,750 p
10月	11月	12月	1月	2月	3月
7,500 p	6,250 p	5,000 p	3,750 p	2,500 p	1,250 p

カフェテリア制度サービス内容一覧

保健事業費用分類	サービス科目
保健指導宣伝費	健康管理関係図書購入
	育児管理関係図書購入
	健康相談
	メンタル相談
疾病予防費	健康診断
	専門ドック
	常備医薬品購入補助
	健康管理用品購入補助
	サプリメント購入補助
	健康補助食品等購入補助
在宅療養費	育児支援・介護支援
体育奨励費	スポーツクラブ・施設利用補助
	マッサージ・整体治療利用補助
	リラクゼーション等施設利用補助
契約保養所費	契約保養所・ホテル・施設等利用補助

カフェテリア制度ポイント対象一覧

被保険者の対象	付与ポイント
年度当初、既に被保険者となっている者	人間ドック、生活習慣病健診、簡易生活習慣病健診の受診者に対して、15,000ポイント付与する。但し、ポイント付与は、健診結果データの確定後の翌年度7月付与とする。
新たに被保険者となった者	15,000ポイントを資格取得月に応じて付与する。